

仙南地域広域行政事務組合監査告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年6月24日

仙南地域広域行政事務組合

監査委員 佐藤長壽

監査委員 齋藤英



1 監査年月日

令和4年6月23日（木）

2 監査対象

（1）工事関係書類

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ① あぶくま斎苑 | 空調機設備等改良工事 |
| ② 仙南リサイクルセンター | 破砕設備他補修工事 |
| ③ 仙南リサイクルセンター | 容器包装プラスチック資源化処理施設補修工事 |
| ④ 仙南クリーンセンター | 外壁等災害復旧工事 |
| ⑤ 動物焼却施設 | 動物炉耐火物補修工事 |
| ⑥ し尿処理施設（角田） | 汚泥脱水設備他補修工事 |
| ⑦ し尿処理施設（柴田） | 生し尿貯留槽他改良工事（令和3年度分） |
| ⑧ し尿処理施設（柴田） | 各種ポンプ他補修工事 |
| ⑨ し尿処理施設（柴田） | 沈砂除去装置補修工事 |
| ⑩ 消防本部 | 救急洗浄室等改修工事（大河原消防署） |
| ⑪ 仙南芸術文化センター | 舞台機構更新工事 |

（2）現場視察

日時 令和4年6月23日（木）午後2時30分から

場所 ①仙南クリーンセンター 外壁等災害復旧工事

②あぶくま斎苑 空調設備等改修工事

3 監査の方法

関係書類の整備状況確認（関係書類の提出を求めて実施）

4 監査の結果及び意見

書類監査の結果については、すべて適正に執行していると認められた。

今後も引き続き、関係法令、例規等を遵守しさらに適正な事務処理に万全を期されたい。